平成 24 年 3 月 7 日

各　　位

会 社 名　丸一鋼管株式会社
代表者名　取締役社長　鈴木 博之
（コード番号 5463 東証･大証　第１部）
問合せ先　取締役常務執行役員総務部長　鈴木 省三
（TEL. 06－6531－0101）

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、一部改定することを決議致しましたので、下記の通りお知らせいたします。(改定箇所は、下線でお示しております)

記

１．取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法 362 条 4 項 6 号）

社内にコンプライアンス委員会を設置し、法令・定款の遵守を最優先課題として当社グループ全体をモニタリングする。また、内部監査室による監査と監査役の監査を充実させ不祥事の早期発見に努める。

２．株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省で定める体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則 100 条 1 項 1 号）

取締役の職務の執行状況を事後的に確認する方法として、当社の文書の作成と保存・管理に関する社内規定に基づき重要情報の保存・管理を行う。

② 損失の危険の管理に関する規定その他の体制（会社法施行規則 100 条 1 項 2 号）

当社の企業としてのリスクに対応するため、リスク毎に管理・対応部門を決定し適切な処置を行うものとする。また、必要に応じてリスク管理の観点から規定の制定を行う。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則 100 条 1 項 3 号）

当社の取締役会に係る社内規則および規程に基づき職務を遂行する。

④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則 100 条 1 項 4 号）

使用人の職務の執行は当社の「コンプライアンス・マニュアル」、「内部者取引の規制および内部情報の管理に関する規則」に基づき遂行する。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則 100 条 1 項 5 号）

当社の「コンプライアンス・マニュアル」およびリスク対応方法を当社グループに適用することによりグループ全体の業務の適正化を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則 100 条 3 項 1 号）

監査役より補助すべき使用人の設置が要求された場合には内部監査室所属員に職務の補助を委任する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則 100 条 3 項 2 号）

内部監査室の人事・組織の変更については予め監査役会の同意を必要とする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則 100 条 3 項 3 号）

監査役は毎月開催される取締役会を初めとする各種の重要会議に出席し取締役の報告を聴取する。使用人の監査役に対する報告は原則取締役を経由して行うが、緊急時には取締役に報告と同時に監査役に直接報告を行う。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則 100 条 3 項 4 号）

監査役がその必要性を認めた時は監査の実施に当たり弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携および内部監査室との連携を行うことが出来る。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社は、「企業行動基準」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力排除に向けた対応組織としてコンプライアンス委員会が外部の専門機関と連携の上、毅然とした態度で対応する。

以上